

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第二号	認定番号
平成二十九年三月二十三日	認定年月日
埼玉県本庄市小島一丁目千五百六十九	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所